

## 8 認定後の手続き

### (1) 認定NPO法人等の書類の提出義務

#### ① 認定又は特例認定の通知を受けた後の手続き

認定又は特例認定の通知を受けた認定NPO法人又は特例認定NPO法人で所轄庁以外の都道府県の区域内にその他の事務所を設置する法人は、遅滞なく、次に掲げる書類をその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に提出しなければなりません（法49④、62、法規27②）。

所轄庁以外の関係知事に提出する書類
① 法規第27条第2項で規定する様式第1号（認定NPO法人） 又は 法規第33条で規定する様式第4号（特例認定NPO法人）
② 直近の事業報告書等
③ 役員名簿
④ 定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記事項証明書の写し）
⑤ 所轄庁に提出した申請書に添付した書類の写し
⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し

#### ② 認定の有効期間の更新の通知を受けた場合

認定の有効期間の更新の通知を受けた認定NPO法人で所轄庁以外の都道府県の区域内にその他の事務所を設置する認定法人は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、51⑤、法規28）。

所轄庁以外の関係知事に提出する書類
① 法規第28条に規定する様式第2号
② 所轄庁に提出した認定の更新を受けるための申請書に添付した書類の写し
③ 認定の更新に関する書類の写し

### (2) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

認定NPO法人又は特例認定NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、役員報酬規程等を所轄庁（2以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人又は特例認定NPO法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません（法55）。

詳細については、Ⅲの「1 認定NPO法人等の報告義務」（133～136頁）をご参照ください。